

京都市青少年活動センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月30日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第168号

京都市青少年活動センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市青少年活動センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第5条」を「第6条」に、「市長」を「条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」に改め、同条第2項中「第5条」を「第6条」に、「第4条第1号」を「第5条第1号」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第3項中「第4条第1号」を「第5条第1号」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

第3条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「第8条ただし書」を「第9条ただし書」に改め、「の各号」を削る。

第6条中「第9条」を「第10条」に改める。

第7条中「第10条第1項」を「第11条第1項」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

第1号様式注以外の部分中「京都市長」を「指定管理者」に、「第5条」を「第6条」に改める。

第3号様式注以外の部分中「京都市長」を「指定管理者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の京都市青少年活動センター条例施行規則の規定により交付された京都市青少年活動センター利用証は、この規則による改正後の京都市青少年活動センター条例施行規則の規定により交付された京都市青少年活動センター利用証とみなす。

(文化市民局共同参画社会推進部勤労福祉青少年課)